

仕 様 書

マイナンバー利用事務系端末 5 0 台（賃貸借）

1	仕様書	1 ～ 3 頁
2	応札仕様書	4 頁
3	賃貸借契約書（案）	5 ～ 1 2 頁

令和7年度マイナンバー利用事務系端末の賃貸借契約仕様書

1 物品等

- (1) 借入機器（以下「端末」という。）の規格、品質、特質等
「別紙1 調達機器仕様」のとおり。
- (2) 端末等の数量
50台
- (3) 納入・引取り場所
別途情報政策課行政DX推進室が指定する場所

2 納入期日

- 1回目：令和7年7月22日（火）まで 2台
※県庁仕様となるマスター機の作成、各種システムの動作検証等の準備に必要なため。
- 2回目：令和7年7月31日（木）まで

3 借入期間

令和7年8月1日から令和11年11月30日まで

4 借入条件

徳島県（以下「甲」という。）と契約者（賃貸者）（以下「乙」という。）は、以下の条件で賃貸借を行う。

- (1) 借入端末の引渡し費用及び借入期間満了又は契約解除による引取り費用については、乙の負担とする。
- (2) 賃貸借料は、令和7年8月1日から起算する。
- (3) 乙は、端末の賃貸借料について、毎月、前月分の端末の賃貸借料の支払いを甲に請求するものとする。
- (4) 端末の引渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。

5 保守要件

(1) 端末の故障については、乙が、交換、修理に必要となるパーツや技術料等の費用を負担すること。ただし、故障の原因が以下に該当する場合は除く。

- 使用者の故意又は重大な過失
- 地震・津波・噴火
- 戦争・変乱・暴動
- 核燃料物質の放射性、爆発性事故

(2) (1)において修理費が、納入時に要した端末1台あたりの金額を超過する場合には、乙は差額を甲に請求することができる。

(3) 乙は、端末の故障の発生に備え、動産総合保険（新価保険特約付き）に加入することができる。

ただし、加入に要する経費は賃貸借料に含めること。

（４）乙は、平日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第３号）第１条第１項各号に規定する休日を除く。）の９：００～１７：１５について、修理対応を行うものとする。

（５）故障修理の連絡があった場合は、原則、設置場所（納品後に設置場所を変更している場合は、変更後の設置場所）に赴き対応すること。なお、甲が郵送による修理を認める場合は、郵送にかかる費用を全て乙が負担すること。ただし、いずれの場合でも、データが保管されたまま、補助記憶装置を引き上げないよう、必ず補助記憶装置は本体から取り出し、甲へ返還、またはその場で物理破壊すること。

（６）国内にメーカー修理工場又は提携修理業者を有すること。

（７）故障内容を確認するメーカー規定の調査診断料も保証対象とすること。

（８）補助記憶装置の不調等により借入期間期間中に補助記憶を交換する場合は、補助記憶装置を回収せず、補助記憶装置のみを取り出し甲に返還すること。

6 その他

（１）契約終了後は、乙の負担により物件の撤去、処分等を行うこと。

（２）契約終了後は、補助記憶装置内のデータを復旧できないように、物理的に破壊し復元不可能な状態にすること。作業終了後、物理破壊作業証明書または報告書を提出すること。また、物理破壊作業の現場には甲の担当者が原則立ち会える事とし、消去現場の確認が可能とすること。

調達機器仕様

1 ハードウェア及びソフトウェア
下表の仕様を満たすこと。

項目	基本性能・条件
形態	ノート型パソコン
CPU	Corei5若しくはCore5以上、かつ、12世代以降であること
メモリー容量	8GB以上
ディスプレイ	13.型以上 TFTカラー 1,920×1,080ドット 以上
LANインターフェース	1000BASE-T以上の性能のポート内蔵のこと
重量	1.5kg未満
SSD	容量:256GB以上
USB端子	Type-A×2、Type-C×1以上 USBポートより充電を行う場合、ケーブル差込時でもType-A×2、Type-C×1以上が保持されること
無線LAN	内蔵でWi-Fi6に対応のこと セキュリティ方式はIEEE 802.1xに対応のこと
Bluetooth	内蔵のこと
OS	Microsoft Windows11 Pro(64bit)
ログイン認証	WindowsHello顔認証又は指紋認証対応であること
タッチパッド	搭載のこと
キーボード	JIS標準配列準拠
外部ディスプレイポート	HDMI端子×1個
カメラ	解像度1,280×720(HD)以上のフロントカメラを内蔵のこと
ヘッドフォン出力 マイク入力 端子	内蔵のこと
バッテリー動作時間	動作時に6時間以上バッテリー駆動すること
保証期間	賃貸借期間と同じ
セキュリティスロット	盗難を防止するための物理的なセキュリティスロットを一つ以上装備すること
リカバリディスク	購入時の状態に復帰可能なリカバリディスク(CD、DVD、USBメモリのいずれか)を最低5台分用意すること
ドライバディスク	購入時の状態にすることが可能なドライバディスク(CD、DVD、USBメモリのいずれか)を最低2枚用意すること。また、各ドライバの説明資料(各ドライバの機能とパソコンを使用する上でインストールが必須であるのか否かが分かるもの、形式:pdfファイル)も用意すること。
バックアップソフト	Actiphy Rapid Deploy Plus for Desktop マシンライセンス 最新版を台数分用意すること 後日指定するメールアドレスにプロダクトキーを台数分納品のこと
環境性能	グリーン購入法又は国際エネルギースタープログラムに適合していること
その他	故障修理の連絡があった場合は、データが保管されたまま、補助記憶装置を引き上げないよう 必ず補助記憶装置は本体から取り出し、徳島県へ返還すること、またはその場で物理破壊すること 契約終了後は、補助記憶装置内のデータを復旧できないように、物理的に破壊し復元不可能な状態にして 作業終了後、物理破壊作業証明書または報告書を提出すること、なお、物理破壊作業の現場には 徳島県の担当者が原則立ち会える事とし、消去現場の確認が可能とすること

応札仕様書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住所
商号
代表者役職・氏名
担当者名
連絡先電話番号
ファクシミリ
E-mail

徳島県が行う「マイナンバー利用事務系端末 50台（賃貸借）」の入札については、次のとおり応札します。

応札品目の内容について

マイナンバー利用事務系端末 50台（賃貸借）					
メーカー名・型番					
項目	基本性能・条件	可否欄	応札機種等の仕様	備考	判定欄
形態	ノート型パソコン				
CPU	Corei5若しくはCore5以上、かつ、12世代以降であること				
メモリー容量	8GB以上				
ディスプレイ	13.型以上 TFTカラー 1,920×1,080ドット 以上				
LANインターフェース	1000BASE-T以上の性能のポート内蔵のこと				
重量	1.5kg未満				
SSD	容量:256GB以上				
USB端子	Type-A×2、Type-C×1以上 USBポートより充電を行う場合、ケーブル差込時でもType-A×2、Type-C×1以上が保持されること				
無線LAN	内蔵でWi-Fi6iに対応のこと セキュリティ方式はIEEE 802.1xに対応のこと				
Bluetooth	内蔵のこと				
OS	Microsoft Windows11 Pro(64bit)				
ログイン認証	WindowsHello顔認証又は指紋認証対応であること				
タッチパッド	搭載のこと				
キーボード	JIS標準配列準拠				
外部ディスプレイポート	HDMI端子×1個				
カメラ	解像度1,280×720(HD)以上のフロントカメラを内蔵のこと				
ヘッドフォン出力 マイク入力 端子	内蔵のこと				
バッテリー動作時間	動作時に6時間以上バッテリー駆動すること				
保証期間	賃貸借期間と同じ				
セキュリティスロット	盗難を防止するための物理的なセキュリティスロットを一つ以上装備すること				
リカバリディスク	購入時の状態に復帰可能なリカバリディスク(CD、DVD、USBメモリのいずれか)を最低5台分用意すること。				
ドライバディスク	購入時の状態にすることが可能なドライバディスク(CD、DVD、USBメモリのいずれか)を最低2枚用意すること。また、各ドライバの説明資料(各ドライバの機能とパソコンを使用する上でインストールが必須であるのか否かが分かるもの、形式:pdfファイル)も用意すること。				
バックアップソフト	Actiphly Rapid Deploy Plus for Desktop マシンライセンス 最新版を台数分用意すること 後日指定するメールアドレスにプロダクトキーを台数分納品のこと				
環境性能	グリーン購入法又は国際エネルギースタープログラムに適合していること				
その他	故障修理の連絡があった場合は、データが保管されたまま、補助記憶装置を引き上げないよう必ず補助記憶装置は本体から取り出し、徳島県へ返還すること、またはその場で物理破壊すること 契約終了後は、補助記憶装置内のデータを復旧できないように、物理的に破壊し復元不可能な状態にして 作業終了後、物理破壊作業証明書または報告書を提出すること、なお、物理破壊作業の現場には徳島県の担当者が原則立ち会える事とし、消去現場の確認が可能とすること。				

納 期：1回目:令和7年7月22日(※県庁仕様となるマスター機の作成、各種システムの動作検証等の準備に必要なため。)/2回目:令和7年7月31日
納品場所：別途情報政策課行政DX推進室が指定する場所

特記事項
①運搬、搬入、調整の経費を含む。
②納入前に必ず情報政策課担当者で打合せすること。
③仕様がわかるカタログ等を添付することとし、メーカーや付箋で仕様を満たすことを示すこと。
(リカバリディスクについてはこの限りではない。)

令和7年度マイナンバー利用事務系端末の賃貸借契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が所有するマイナンバー利用事務系端末（以下「端末」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、この契約の条項及び令和7年度マイナンバー利用事務系端末の賃貸借契約仕様書（以下、「仕様書」という。）に定めるところに従って、乙の所有する端末を甲の使用に供し、甲は、これを賃借する。

（要項）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1） 端末の詳細 仕様書のとおり
- （2） 賃貸借料 月額 金***円（うち消費税及び地方消費税額 金***円）
- （3） 納入期日 1回目：令和7年7月22日
※県庁仕様となるマスター機の作成、各種システムの動作検証等の準備に必要なため。
2回目：令和7年7月31日
- （4） 納入場所 別途情報政策課が指定する場所
- （5） 契約保証金 免除

（契約の期間）

第3条 契約の期間は、令和7年8月1日から令和11年11月30日までとする。ただし、翌年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

（賃貸借料の支払）

第4条 乙は、端末等の賃貸借料について使用月の翌月初めに甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して、30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

（端末の引渡し）

第5条 借入端末の引渡しに要する費用は、乙の負担とする。

（管理上の注意）

第6条 甲は、善良なる管理者の注意をもって端末を管理するものとする。

(端末の保守)

第7条 端末故障時等の保守については、仕様書に定めるところによるものとする。

(保険)

第8条 乙は、端末について、乙の費用で動産総合保険を付保する。ただし、甲の故意又は重大な過失により損害が発生し、動産総合保険によって損害が補償されない場合は、甲がその損害を乙に補償する。

(立入権及び秘密保持)

第9条 乙(乙の指定する者を含む。次項においても同じ。)は、端末の納入及び引取りのため、端末の納入場所に立ち入ることができる。

2 乙は、前項の立入りに際して得た甲の業務上の秘密(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後においても、また同様とする。

3 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲の事前の承諾なく秘密情報を必要最小限の範囲において開示することができるものとする。

(1) 法律の要請により開示する場合

(2) 弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家に開示する場合

(3) 乙の親会社

(4) 再委託先

4 乙が前項の第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、当該第三者の行為について乙が責任を負うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、継承し、一括して下請け若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(端末の引取り)

第11条 この契約に基づく賃貸借が終了した場合又は端末の一部を変更した場合において、端末の全部又は一部が不要になったときは、乙の責任と負担において端末を引き取り、端末内に保存されているデータを甲が指定する方法により消去し、それらの適切な処理を行ったことを示す文書を提出すること。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

- (3) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
 - (4) 契約条項に違反したとき。
 - (5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は甲の受けた損害を賠償しなければならない。

（契約の内容変更）

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができるものとする。

2 甲及び乙は、物価の変動、その他特別の事情により賃貸借料の額が著しく不当となった場合は、その実情に応じ、甲乙協議の上、賃貸借料の額を変更することができるものとする。

（情報セキュリティ要件）

第14条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（疑義等の決定）

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和*年**月**日

甲 徳島県
徳島県知事

後 藤 田 正 純

乙

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(従事者等の特定)

第3 乙は、この契約による業務を行う従事者及び作業範囲を特定し、着手前に書面により甲へ提出しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行う従事者が情報資産を管理する甲の執務室等に出入りする場合は、個人を特定できる身分証明書等を第三者が目視できるよう携帯させなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第5 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第6 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第7 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第10 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第11 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第12 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第14 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第16 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供 しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定後の内容を適用するよう努めなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。